

お忘れなく!!

児童手当の 「現況届」と「認定請求手続き」

「現況届」について

児童手当を受けている方は、平成十七年度の「現況届」の受け付けを、下表の日程で行いますのでお出掛けください。「現況届」の用紙は、六月下旬に各家庭へ送付します。なお、「現況届」を提出されないとい、引き続き受給資格があっても手当が受けられなくなります。

日時・場所

下表をご覧ください。

持ち物

- ▼ 児童手当現況届
- ▼ 印鑑
- ▼ 国民年金加入者は年金手帳
- ▼ 厚生年金・私立学校教職員共済組合などの年金加入者は年金加入証明書
- ▼ 健康保険証（児童ではなく、受給者自身のもの）
- ▼ 平成十七年一月一日の住所が土岐市以外の方は、その住所地での平成十七年度児童手当所得証明書

現況届受け付け日程

地 区	月 日	会 場	時 間
土岐津・泉	6月21日(火)	文化プラザ2階・第2研修室	9:30～12:00
	6月22日(水)		13:00～16:30
	6月23日(木)		
下石・妻木	6月24日(金)	ウエルフェア土岐3階・大会議室	9:30～12:00 13:00～16:00
肥 田	6月27日(月)	肥田公民館1階・会議室	9:30～12:00 13:00～16:00
鶴 里	6月28日(火)	鶴里公民館	9:30～12:00
曾 木	6月28日(火)	曾木公民館	13:30～16:00
駄 知	6月29日(水)	駄知公民館1階・会議室	9:30～12:00
			13:00～16:00

どの地区の会場でも手続きできます。都合のよい日時・会場にお越しください。

「認定請求手続き」について

現在、児童手当を受給していない方が手当を受けるためには、認定請求の手続きが必要です。

認定請求手続きをお忘れの方や、以前に所得制限（次頁の表参照）などで受給できなかった方でも、受給できる場合がありますので、お問い合わせください（児童手当は請求した翌月から支給されるため、五月中に認定請求手続きを行なうと、六月分手当から支給されます）。

手当の額(月額)

- ▼ 第一子および二子 〓 五千円
- ▼ 第三子以降 〓 一万円

支給日

六月・十月・二月の十五日（土・日、祝日の場合はその前日）に前四カ月分を支給



持ち物

ご注意

ご存じですか

- ▼印鑑
- ▼預金通帳（郵便局以外）
- ▼年金手帳
- ▼健康保険証

▼平成十七年一月一日の住所が土岐市以外の方は、その住所地での平成十七年度児童手当用所得証明書

次に該当する方は、至急手続きを行ってください。
 ▼転入や出生の際に手続きをされていない方

▼仕事の都合で国民年金から厚生年金になった方（受給できる場合があります。）

平成17年度児童手当 所得制限の限度額表

扶養親族などの数	児童手当		特例給付	
	所得額	給与収入額	所得額	給与収入額
0人	301万円	453万8千円	460万円	652万5千円
1人	339万円	501万3千円	498万円	695万6千円
2人	377万円	548万8千円	536万円	737万8千円
3人	415万円	596万3千円	574万円	780万円
4人	453万円	643万8千円	612万円	822万2千円
5人	491万円	687万8千円	650万円	864万4千円

※注1：扶養親族などの数は、税法上の控除対象配偶者および扶養親族の数です。

※注2：表の「特例給付」の欄は、厚生年金などに加入している方のみ適用されます。

詳しくは、いきがい福祉課給付係（内線154）へどうぞ。

福祉医療費助成制度

市では、福祉医療費の助成を次のように実施しています。該当すると思われる方は、手続きにお越しくください。

乳幼児医療費の助成制度

乳幼児（満六歳到達後、最初の三月三十一日まで）の入院・外来に対して、医療費の自己負担分を助成します。

母子家庭などの

医療費助成制度

母子家庭のお母さんとそのお子さん、両親のいない家庭のお子さんに対して、医療費の自己負担分を助成します。

◆助成期限

お子さんの年齢が十八歳到達後、最初の三月三十一日まで

父子家庭の

医療費助成制度

父子家庭のお子さんに対して、医療費の自己負担分を助成します。

◆助成期限 お子さんの年齢が十八歳到達後、最初の三月三十一日まで

重度心身障害者（児）の

医療費助成制度

身体障害者手帳（一級～三級）、療育手帳（A1、A2、B1）の交付を受けている方に対して、医療費の自己負担分を助成します。

精神障害者の

通院医療費助成制度

精神に障害があり「通院医療費公費負担患者票」の交付を受けている方に対して、交付対象となる医療費の自己負担分の二分の一を助成します。

重度心身障害者

老人特別助成金支給制度

六十五歳以上の方で、身体障害者手帳（二級～三級）、療育手帳（A1、A2、B1）、戦傷病者手帳（特別項症）第4項症）を持ち、かつ、身体

障害者手帳四級までの交付を受けている方に対して、医療費の自己負担分を助成します。

六十九歳老人の

医療費助成制度

平成十七年度から廃止になりました。
 現在、認定を受けている方は、七十歳の誕生日の末日までの一年間、医療費の自己負担の一部を助成します。

※自己負担分とは、皆さんが加入している保険機関が九割から七割を医療機関に支払うため、あなたが負担する残りの一割から三割までのことをいいます。

詳しくは、いきがい福祉課給付係（内線154・155）へどうぞ。